

議案第37号

湯梨浜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第
1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第192号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（服務規律）</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに</u>出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>（報酬）</p> <p>第12条</p> <p>団員の報酬は、<u>年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p><u>2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。</u></p> <p><u>3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める出動報酬を支給する。</u></p> <p>（費用弁償）</p> <p>第13条 団員が<u>災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、町長が別に定める費用弁償の支給をする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（服務規律）</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、<u>水・火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに</u>出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>（報酬）</p> <p>第12条</p> <p>団員には、<u>別表第1に定める報酬を支給する。</u></p> <p>（費用弁償）</p> <p>第13条 団員が<u>水・火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める費用弁償の支給をする。</u></p> <p>2 略</p>

別表第1（第12条関係）

階級	年額報酬
略	
団員	年額 36,500

別表第2（第12条関係）

区分	出勤報酬
災害の場合	1日につき 8,000円
警戒の場合	1日につき 4,200
訓練等の場合	1日につき 4,200
機械整備の場合	1日につき 4,200

別表第1（第12条関係）

階級	報酬の額
略	
団員	年額 36,400

別表第2（第13条関係）

区分	費用弁償の額
水・火災の場合	1回につき 4,200円
警戒の場合	1回につき 4,200
訓練の場合	1回につき 4,200
機械整備の場合	1回につき 4,200

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以降に支給すべき事由が生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬については、なお従前の例による。